

別紙

登録法人に法第51条の10各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否、是正の見込み、再発のおそれ、当該法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情を勘案して、登録の取消しの適否について判断することとする。

道路交通法第51条の10第1号

- ・ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）のうち、次のいずれかに該当する者のある法人
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

道路交通法第51条の10第2号

登録を受けた法人が

- ・ 車両、携帯電話用装置その他の携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機を用いて確認事務を行うものであること
- ・ 駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任された駐車監視員が放置車両の確認等を行うものであること
- ・ 公安委員会が置かれている都道府県の区域内（ここでは岡山県内をいう。）に事務所を有するものであること

の要件に適合しなくなると認め、公安委員会が発するこれらの規定に適合する

ため必要な措置をとるべき命令に違反したとき。

道路交通法第51条の10第3号

登録を受けた法人が業務又は経理の状況に関して公安委員会に対し報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、警察職員が事務所へ立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査することを拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

道路交通法第51条の10第4号

次の規定に違反したとき。

- ・ 放置車両確認機関は公正に、かつ、要件に適合する方法により確認事務を行わなければならない。
- ・ 放置車両確認機関は、駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員以外の者に放置車両の確認等を行わせてはならない。
- ・ 放置車両確認機関は、駐車監視員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が駐車監視員であることを表示させ、かつ、国家公安委員会規則でその制式を定める記章を着用させなければ、その者に放置車両の確認等を行わせてはならない。

道路交通法第51条の10第5号

偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

例えば、以下のような場合は、適合命令は行わないこととする。

登録法人の役員が道路交通法第51条の8第3項第2号のいずれかに該当することとなった場合において、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。